平成２２年（フ）第３５４号
岡山県笠岡市緑町３番地９
債務者　藤井　美和
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３６２号
岡山県倉敷市西富井1108番地１　アバニティ梶谷112号
債務者　中野　宏美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１５３７号
北海道恵庭市柏木町574番地の１　新岡マンションＤ―105、住民票上の住所北海道滝川市朝日町東３丁目６番30号
債務者　石井　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３３０号
札幌市西区二十四軒４条５丁目１番５号　ドメイン24―201号
債務者　山田　幸雄
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６３１号
北海道江別市上江別466番地の３　ドウエル高砂Ａ棟203号室
債務者　成田　恵美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６４３号
北海道江別市文京台東町28番地の７　大麻プレイマンション２号室
債務者　木村　教子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２６８６号
北海道北広島市大曲南ヶ丘１丁目４番地リーセント大曲307号
債務者　酒井　　恵（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７０２号
札幌市手稲区前田５条９丁目５番８号
債務者　高橋　聖一
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７０３号
札幌市手稲区前田５条９丁目５番８号
債務者　高橋　文子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７６２号
札幌市南区澄川４条８丁目２番１―307号
債務者　星野　初美（旧姓川村）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２７８４号
札幌市豊平区豊平４条１丁目３番１―902号
債務者　上垣　雅弘
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８２２号
北海道石狩市八幡４丁目164番地33
債務者　三浦　昭子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２８４３号
札幌市西区宮の沢３条５丁目６番７号　宮の沢３．５ハイツ201号
債務者　下口　由希（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５０６号
盛岡市上堂３丁目９番35号
債務者　前田　　豊
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５０７号
盛岡市上堂３丁目９番35号
債務者　前田　幸枝
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５０８号
盛岡市上堂３丁目18番21号
債務者　前田　勇夫
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５７１号
岩手県八幡平市松尾第11地割１番地４
債務者　松尾　巳継
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
盛岡地方裁判所第２民事部